

私は、大阪維新の会大阪市議員団を代表し、議員提出議案第28号、生活保護の適正化を有効に進めるための意見書案に賛成の立場から討論させていただきます。

生活保護に係る扶助費が全国的に増加する中、本市においては、橋下前市長の西成特区での対策などで徹底した適正化を進め、平成23年度の2,978億円から平成29年度には2,832億円と146億円の減少となっています。

この期間において就労支援等により生活扶助が0.88倍と大幅に減額する一方で、医療扶助については0.99倍とわずかな減少にとどまっております。

生活保護医療における負担のあり方については、過去から多くの議論がありました。本市会でも平成24年11月には医療費の一部自己負担の導入について早急に必要な措置を講じられるようにとの意見書を可決し、国に提出していますが、国においては前向きな議論がされることなく、いまだに生活保護受給者は医療費が全額無料という状況が続いています。

そういった中で、生活保護以外の医療保険による入院料においては食事療養標準負担額の引上げがこの間も何度も行われ、平成28年3月31日厚生労働省告示により、本年4月からは1食当たり460円の自己負担が必要となっており、高齢の低所得者でも1食当たり100円は払わないといけないのであります。

一方で、生活保護受給者が入院した場合、医療費は一切かからず、さらに食事療養費についても自己負担は全くありません。病院では給食があり食費などが発生しないので、生活扶助のほうが入院患者日用品費に代わって減額されるという仕組みとなっているのですが、実際に減額されるのは、昭和38年4月1日の厚生省告示の1カ月以上入院する者という部分が長く改正されず残っており、原則1カ月以上入院した場合に限られています。1カ月未満とはいえ、食費が二重に給付されていることになるのです。

平成29年度、本市における生活扶助が減額変更されていない入院日数累計は年間約39万日で、幾つかの仮定を置いた計算であります。扶助費額として年間7億円程度になることがさきの決算委員会の議論で明らかになっています。

さらに、私もはるか前に経験いたしました。今も救急医療の現場からは多くの不適正な入院を何とかしてほしいという声を聞いております。生活扶助をギャンブル等で使ってしまった後に仮病を使って入院するという実態、そういった患者をたくさん受け入れて儲けている病院も数多く見てきました。医療費適正化のためにも、また社会保障の公平化のためにも、長い間見直されずにいる古い告示についてはしっかりと問題提起して、国に対し見直しを求めていく必要があると思います。

以上、生活保護の適正化を有効に進めるために、本意見書案に対して議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。